

第35回技能検定職種の統廃合等に関する検討会 議事次第

令和8年1月16日(金)14:00～16:00

オンライン開催

1 開会

2 議題

(1) 令和7年度技能検定職種の統廃合について

- ・検討対象職種の説明
- ・業界団体からのヒアリング【非公開】

(2) 報告事項

- ・令和6年度技能検定実施状況について
- ・その他

3 閉会

(配付資料)

- | | |
|-----|----------------------------|
| 資料1 | 令和7年度技能検定職種の統廃合について |
| 資料2 | 統廃合等検討対象職種の概要 |
| 資料3 | 令和7年度技能検定職種の統廃合等に関するスケジュール |
| 資料4 | 技能検定職種の統廃合等に関する意見募集について(案) |
| 資料5 | 令和6年度技能検定実施状況 |

参考資料1 行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)(抄)

参考資料2 規制改革推進のための第2次答申(抄)

参考資料3 令和6年度技能検定職種の統廃合等に関する検討会報告書の概要

参考資料4 技能検定職種の統廃合等に関する検討会開催要綱

資料 1 令和 7 年度技能検定職種の統廃合について

技能検定職種統廃合検討会について

閣議決定等

○行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）

既存の職種については、民間の指定試験機関への移行を促進するとともに、経済社会情勢の変化に対応した統廃合を行う。

○規制改革推進のための第2次答申（平成19年12月25日規制改革会議）

検定職種の統廃合・新設、民間参入を着実に推進するため、（中略）例えば、受検者数が年間100名以下の検定職種等については廃止する方向で検討を進めることとするなど、定量的な基準を盛り込むべきである。

技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会報告書（平成21年1月）

1 検討体制

技能検定制度に精通した有識者を構成員とする検討会において毎年度検討することが適當

2 作業計画

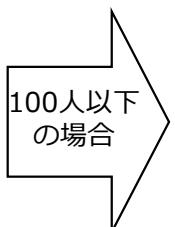
前年度までの受検者数実績を基準に統廃合等の検討対象職種を選定し(第1次判断)、当該職種の社会的便益を検討・勘案し(第2次判断)、統廃合の可否について検討することが適當

3 統廃合等の判断基準

●検討対象職種の選定(第1次判断)

過去6年間の年間平均受検者数が100人以下。ただし、以下の場合は検討対象から除外。

- ① 直近2年間の受検者数がいずれも100人超
- ② 隔年又は3年ごとに実施するものは、それぞれ50人以上又は30人以上の場合



●社会的便益の評価(第2次判断)

①業界、②受検者、③雇用主、④消費者のそれぞれにとっての社会的便益を勘案し、職種存続の適否を判断

→検討会において第2次判断を行う

4 検討過程の客観性・透明性の確保

第1次判断には、毎過去6年間の受検者数を公表することが適當

【※】職種廃止のプロセスは、通常、「毎年実施」⇒「隔年実施」⇒「3年ごとの実施」⇒「廃止」と、段階を踏むこととされている。

検討会におけるこれまでの検討状況（1/5）

年度	検討対象職種	6年平均受検申請者数	試験実施頻度	検討会結論	対応
H21	コンクリート積みブロック施工職種	3	隔年	10職種すべてについて現在のままで存続させず、（1）職種廃止、（2）他職種との統合の上で都道府県知事が実施する方式で実施、（3）指定試験機関が実施する方式で実施、のいずれかを選択し、関係業界団体で検討を進め、行政との協議の上で決定する。さらに、職種を廃止する場合には、受検申請者数の見込みを十分に考慮した上で、可能な範囲で最終試験の実施にも配慮する。	H23廃止
	漆器製造職種	4	1回		H22廃止
	製材のこ目立て職種	6	1回		H23廃止
	金属研磨仕上げ職種	7	3年毎		H23廃止
	竹工芸職種	8	3年毎		H23廃止
	ガラス製品製造職種	9	3年毎		H23廃止
	れんが積み職種	13	隔年		H23廃止
	ファインセラミックス製品製造職種	17	3回		H22廃止
	建築図面製作職種	20	毎年		H23廃止
	木工機械整備職種	28	隔年		H24他職種と統合
H22	枠組壁建築職種	80	毎年	関係業界団体の積極的な受検勧奨など、今後の受検申請者の増加が期待されることから、平成18年度～23年度の平均受検申請者数が100人を超えない場合には隔年実施に移行することを条件に、都道府県方式による存続を認めることが適当。	
	ウェルポイント施工職種	28	隔年	次回試験を実施する平成24年度の受検申請者数が100人を超えた場合には引き続き隔年での試験実施を認め、超えない場合には3年ごと実施に移行することを条件に、都道府県方式による存続を認めることが適当。	
	I-エルシーパネル施工職種	90	毎年	隔年実施での都道府県方式による存続を認めるとともに、指定試験機関方式への移行の可否について関係業界団体での検討及び行政との協議を進めることが適当。	
	機械木工職種	27	隔年	現在のままで存続させず、①「職種廃止」又は②「都道府県方式により他職種との統合の上で実施」のいずれかについて、関係業界団体で検討を進め、行政と協議の上で決定することが適当。	H24他職種と統合



検討会におけるこれまでの検討状況（2/5）

年度	検討対象職種	6年平均受検申請者数	試験実施頻度	検討会結論	対応
H23	(対象無し)				
H24	印章彫刻職種	25	3年毎	平成22年度より3年毎の実施としており、平成24年度後期試験の受検申請者数の実施結果を待って検討する。	
	枠組壁建築職種	95	毎年	平成22年度、平成23年度の受検者が連續して増加していること、その他の事情を総合勘案し、平成24年度の結果を見て判断することが適当。	
H25	木型製作職種	26	3年毎	現在の都道府県方式のままでは存続させず、職種廃止とする。ただし、指定試験機関方式による実施の可能性について関係業界団体で検討すべき。また、職種廃止する場合には、最終試験の実施にも配慮すべき。	H29廃止
	機械木工職種	H25より統合実施		木工機械整備職種との統合後の受検申請者数を含めて評価する。	
H26	製版職種	97	毎年	平成27年度の検定試験は休止とし、平成28年度に実施する検定試験の受検申請者数などの状況を評価した上で、改めて検討を行う。	
	複写機組立て職種	93	毎年	現在の都道府県方式のままでは存続させず、職種廃止とする。また、職種廃止する場合には、最終試験の実施にも配慮すべき。	H28廃止
H27	酒造職種	94	毎年	関係業界団体が現場のニーズを踏まえ、時代の要請にあった酒造技能検定を実現し、業界内での酒造技能士の重要性を確固たるものにするための体制を整備するなどにより、受検者拡大を図っていくことを条件に、存続を認めることが適当。	
	枠組壁建築職種	92	毎年	引き続き関係業界団体が受検者拡大を図っていくことを前提に存続を認めることが適当。	
H28	縫製機械整備職種	42	隔年	関係業界団体が、時代の要請にあった縫製機械整備技能検定を実現し、業界内での縫製機械整備技能士の重要性を確固たるものにするための体制を整備するなどにより、受検者拡大を図っていくことを条件に、存続を認めることが適当。	



検討会におけるこれまでの検討状況（3/5）

年度	検討対象職種	6年平均受検申請者数	試験実施頻度	検討会結論	対応
H29	機械木工職種	26	3年毎	平成31年度技能検定試験（次回）における受検申請者数が、少なくとも年間平均30人以上となることを条件に、存続を認めることが適当。	
	陶磁器製造職種	29	3年毎	今後、年間平均30人以上の受検申請者数を安定的に確保できる見通しを立てることが難しい状況にあると考えられ、職種廃止すべきである。ただし、既に受検準備を行っている受検希望者に受検機会を設けるため平成30年度の試験は実施することが望ましい。この場合、平成30年度の試験における受検申請者数が少なくとも90人以上となった場合は、ただちに職種廃止とはせず、あらためて本検討会に諮るものとする。	
	製版職種	95	毎年	存続を認めることが適当。	H29アリ→レ入に職種名称変更
	I-エルシーパル施工職種	38	隔年	今後、平成29年度から起算して3年ごとの実施とすることを条件として、存続を認めることが適当。	
H30	(対象無し)				
R元	陶磁器製造職種	40	3年毎	平成30年度の陶磁器製造職種の受検申請者数は、79人であり、90人に満たず、関係業界団体に改めて確認したところ、廃止はやむを得ないという回答がなされている。このため、平成29年度の結論を変更する必要性が見い出せないことから、職種廃止が適当。ただし、職種廃止するに当たっては、既に受検準備を行っている受検希望者に受検機会を設けるために最終試験の実施に配慮。	R3廃止



検討会におけるこれまでの検討状況（4/5）

年度	検討対象職種	6年平均受検申請者数	試験実施頻度	検討会結論	対応
R元	ウェルポイント施工職種	45	隔年	当該職種技能士が持つスキルの内容と、それが発注者からの信頼度を高めるために有効であることを関係業界団体の会員以外も含めた業界関係者に広く理解してもらい技能検定受検の必要性をアピールすること、さらに今後、令和2年度から起算して3年ごと実施とすることを条件として、存続を認めることが適当。	
	印章彫刻職種	29	3年毎	印章彫刻職種は、潜在的な受検候補者数はあるものの、受検ニーズにつながっておらず、当該職種を廃止することが適当であるが、一方で、関係業界団体は、令和3年度の技能検定試験では100名以上の受検者確保に取り組んでいることを踏まえ、直ちに廃止とはせず、令和3年度の受検者数が100人以上であること、かつ、それまでの間の当該団体としての、受検者拡大に向けた具体的な取組結果を踏まえ、改めて本検討会に諮るものとすることが適当。	
R 2	機械木工	25	3年毎	機械木工職種については、平成29年度の検討会の提言及び令和元年度の受検申請者数等を踏まえ、職種廃止とすべきである。ただし、職種廃止に当たっては、既に受検準備を行っている受検希望者に受検機会を設けるために令和4年度に予定されている次回試験を実施すべきである。この場合、次回試験の受検申請者数が90人以上となった場合には、直ちに職種廃止とはせず、改めてその存廃について本検討会に諮るものとする。	
	枠組壁建築	95	毎年	枠組壁建築については、当該職種の技能者がその建設に従事するツーバイフォー住宅が住宅総戸数の12%台で推移し、木造戸数に限れば20%以上を安定して占めていることから、今後も一定のニーズを見込むことは可能と考えられる。しかしながら、受検申請者数は、第一次判断基準である100人を下回ると一旦増加するものの、数年後に再び100人を割り込むことを繰り返しており、令和元年度には3年連続で100人を下回り、53人となった。この結果、6年平均では95人となり、第一次判断基準の100人を下回っている。 このため、枠組壁建築職種については、業界が引き続き会員を始めとする関係者への受検勧奨や受検により得られる便益の向上、また、受検希望者への研修の実施等により受検者拡大を図ることを条件に、令和3年度から起算して隔年実施として存続を認めることが適当である。	



検討会におけるこれまでの検討状況（5/5）

年度	検討対象職種	6年平均受検申請者数	試験実施頻度	検討会結論	対応
R3	(対象なし)			R2年度はコロナ拡大防止のため中止されたため、R3年度の結果に基づき判断。	
R4	塗料調色 ※R6年度に再検討済	98	毎年	令和5年度以降に実施される塗料調色職種に係る技能検定において、年間受検申請者数が100名以上であることを条件に毎年実施とし、令和6年度に再検討。（ただし、令和2年度を除く過去6年間の平均受検申請者数が100名以上である場合は、この限りではない。）	要フォロー →令和6年度に再検討
R5	機械木工	37	3年毎	引き続き関係業界団体が受検者拡大を図っていくことを条件に、3年毎での都道府県方式による実施の継続を認めることが適当。	
	枠組壁建築	48	毎年	関係業界団体が資格取得対象者を把握しつつ受検勧奨を行うことや事前講習の充実等により受検者拡大を図ること、ホームページや機関誌等を通じた好事例の周知等により企業による技能検定試験の活用を促進することを条件に、隔年での都道府県方式による実施の継続を認めることが適当。 なお、次回試験を実施する令和7年度の受検申請者数が188人を下回ることとなった場合には、改めて3年毎実施に実施頻度を落とすことや職種廃止とすることについて本検討会に諮るものとする。	要フォロー →令和8年度に再検討
R6	ロープ加工	97	毎年	令和7年度以降に実施される技能検定において、年間受検申請者数が100名以上であることを条件に毎年実施とし、令和8年度に再検討（ただし、令和2年度を除く過去6年間の平均受検申請者数が100名以上である場合は、この限りではない。）	要フォロー →令和8年度に再検討
	塗料調色	83	毎年	令和7年度以降に実施される技能検定において、年間受検申請者数が100名以上であることを条件に毎年実施とし、令和8年度に再検討（ただし、令和2年度を除く過去6年間の平均受検申請者数が100名以上である場合は、この限りではない。）	要フォロー →令和8年度に再検討



職種の統廃合等の判断基準に基づく評価（第1次判断）

- 過去6年間の年間平均受検者数が100人以下^{※1}。ただし、以下の場合は検討対象から除外。

- 直近2年間の受検者数がいずれも100人超
- 隔年又は3年ごとに実施するものは、それぞれ50人以上又は30人以上の場合

【コロナ禍での過去6年間の年間平均受検者数の算出方法】

新型コロナウイルス感染症感染防止のため令和2年度の検定試験が中止された職種もあったことも踏まえ、令和2年度の影響を除く。

A 通年実施 → 令和2年度を除く直近の過去6カ年分の平均受検申請者数

B 隔年実施 → 令和2年度を除く直近の過去3カ年分の平均受検申請者数

C 3年ごと実施 → 令和2年度を除く直近の過去2カ年分の平均受検申請者数

令和7年度の評価においては

例1) 隔年の場合 (○実施) ①H30～R1,R3～6を算定の基礎とする ②R1～R6を算定の基礎とする

例2) 3年実施 ①②R1～R6 ③H29～R1,R3～5を算定の基礎とする

例1	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
①		○		○		○		○
②	○		○		○		○	

例2	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
①			○			○		
②		○			○			○
③	○			○			○	



第1次判断基準該当職種の申請者数推移①

	受検申請者数								直近6年 計	6年平均 申請者数	備考	評価
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6				
金属溶解	52	(41)		52	70	1	12	41	176	30	3年に1回実施、平均30人以上	対象外
鑄鉄溶解		(41)			70			41	111	19		
鑄鋼溶解	20			42			12		32	5		
軽合金溶解炉溶解	32			10		1			33	6		
粉末冶金	(119)	91	89	18	44	28	38	28	318	53	隔年実施、平均50人以上	対象外
成形・再圧縮	(119)	(1)	89		44		38	1	172	29		
焼結		91		18		28		27	146	24		
金型製作	(84)	39	85	41	73	10	100	10	317	53	隔年実施、平均50人以上	対象外
特級	(13)	14	11	15	11	10	6	7	59	10		
プレス金型製作業	(71)	(74)	74		62		59	1	196	33		
プラスチック成形用金型製作		25		26			35	2	62	10		
ロープ加工	(96)	122	107	77	91	81	83	112	596	99	毎年実施、平均100人未満	R6年検討済
ロープ加工	(96)	122	107	77	91	81	83	112	596	99		
縫製機械整備		164		95		104		129	397	66	隔年実施、平均50人以上	対象外
縫製機械整備		164		95		104		129	397	66		
機械木工			81			140			221	37	3年に1回実施、平均30人以上	対象外
機械木工			20			23			43	7		
木工機械整備			61			117			178	30		

※ 隨時試験のみを実施した年を除外

第1次判断基準該当職種の申請者数推移②

	受検申請者数								直近6年 計	6年平均 申請者数	備考	評価
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6				
枠組壁建築	(80)	(85)	53		68		44		165	28	隔年実施、平均50人未満	R5年検討済
枠組壁工事	(80)	(85)	53		68		44		165	28		
I-エルシーパ®施工	102			106			165		267	45	3年に1回実施、平均30人以上	対象外
I-エルシーパ®工事	102			106			165		267	45		
置製作	(150)	117	113	6	111	82	56	39	518	86	毎年実施、平均100人未満	対象
置製作	(150)	117	113	6	111	82	56	39	518	86		
ウェル®イト施工	(16)	74	31	29	82	35	18	97	337	56	3年に1回実施、平均30人以上	
ウェル®イト工事	(16)	74	31	29	82	35	18	97	337	56		
印章彫刻		(70)	(50)		141			102	243	41	3年に1回実施、平均30人以上	
木口彫刻		(70)			141			102	243	41		
塗料調色	(93)	87	76		78	79	85	97	502	84	毎年実施、平均100人未満	R6年検討済
調色	(93)	87	76		78	79	85	97	502	84		
義肢・装具製作	(56)	46	59	42	60	47	56		268	45	隔年実施、平均50人以上	対象
義肢製作	(2)	46	1	41		47	2		96	16		
装具製作	(54)	(31)	58	1	60		54		172	29		

※ 隨時試験のみを実施した年を除外

資料2 令和7年度 統廃合等検討対象職種の概要

○畳製作職種の概要①

- 畳は、日本の風土に合った伝統的な床材として長い歴史がある。
- 近年は機械による製造が主流だが、機械仕上げをする場合でも手仕上げによる技能の重要性は変わらない。
- 技能検定では、畳の製作、敷込み及び修理に必要な技能・知識を対象としている。

○作業追加等の経緯

昭和39年度

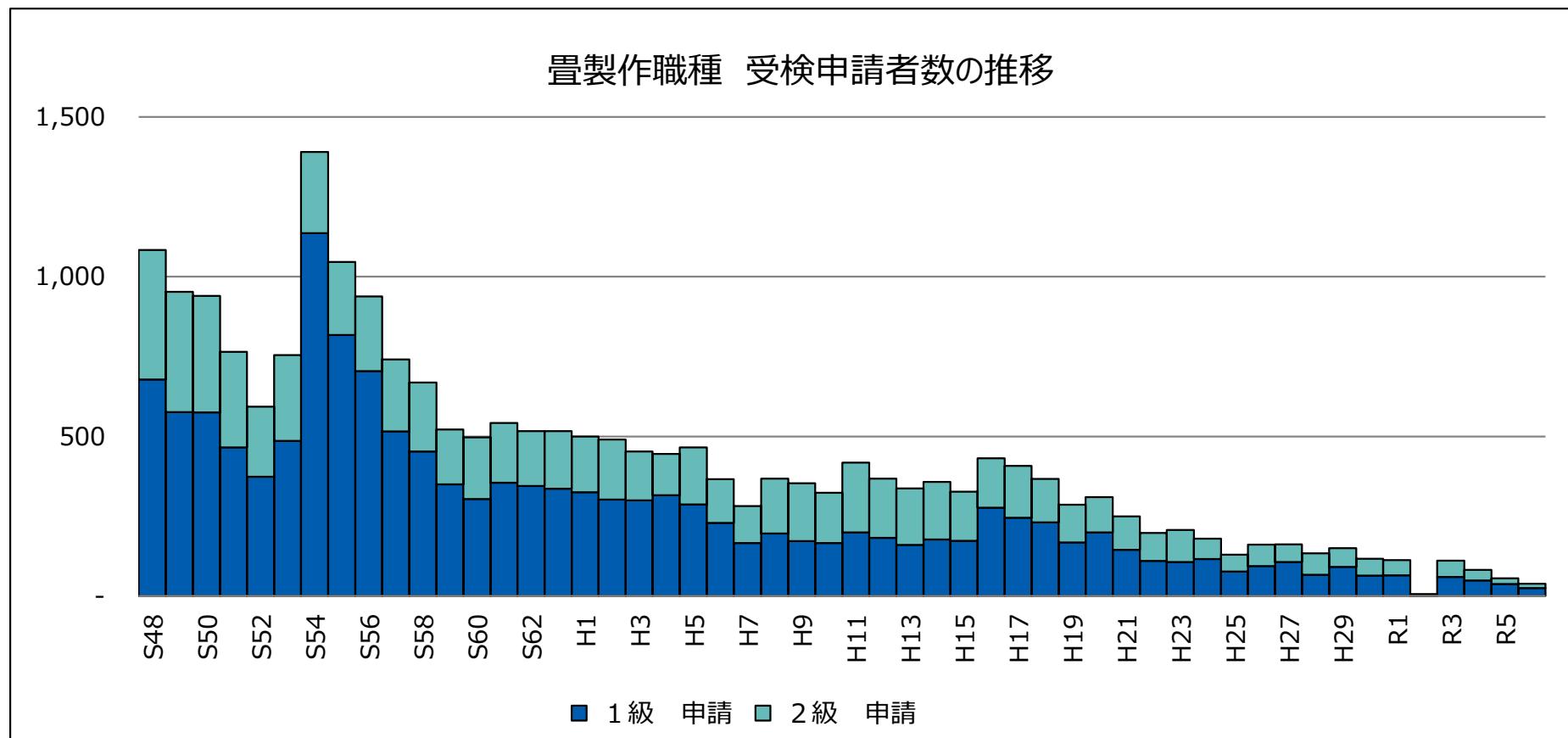
畳工職種新設 (畳製作)

昭和44年度

職種名変更 (→畳製作作業へ)

平成17年度

試験細目等の最終見直し



○置製作職種の概要②

置製作			H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	直近6年合計	制度開始からの累計
置製作 作業	1級	申請	64	65	1	60	49	38	25	301	26,526
		合格	43	38	1	38	31	27	20	197	16,574
		合格率	67.2%	58.5%	-	63.3%	63.3%	71.1%	80.0%	65.4%	62.5%
	2級	申請	53	48	5	51	33	18	14	217	14,492
		合格	31	27	5	37	27	14	8	144	9,497
		合格率	58.5%	56.3%	-	72.5%	81.8%	77.8%	57.1%	66.4%	65.5%

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	直近6年合計	6カ年平均
判断基準となる 申請者数		117	113	6	111	82	56	39	518	86

○義肢・装具製作職種の概要①

- 義肢とは、身体の一部を失った方の機能を補うために使われる義手や義足などをいう。
- 装具とは、身体機能が低下した方などが、治療・リハビリ・日常生活の補助のために使うものや、予防・矯正等に使用されるもので、様々な種類がある。
- 義肢・装具製作職種は、これらの義肢・装具の製作や修理をする仕事を対象としている。

○作業追加等の経緯

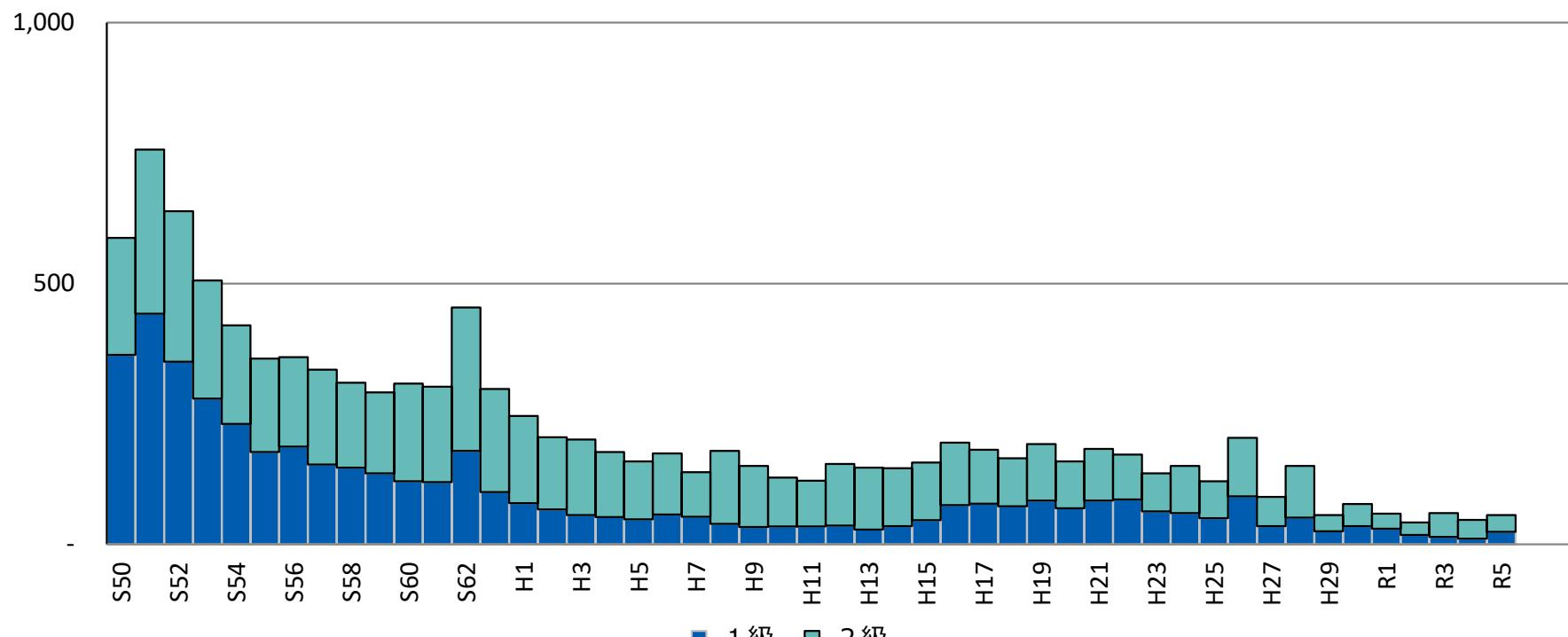
昭和50年度

職種新設（義肢製作作業、装具製作作業

平成17年度

試験細目等の最終見直し

義肢・装具製作職種 受検申請者数の推移



○義肢・装具製作職種の概要②

義肢・装具製作			H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	直近6年合計	制度開始からの累計
義肢製作 作業	1級	申請	27	-	17	-	11	-	-	38	2,272
		合格	19	-	11	-	9	-	-	28	751
		合格率	70.4%	-	-	-	81.8%	-	-	73.7%	33.1%
	2級	申請	19	1	24	-	36	2	-	58	2,177
		合格	15	1	20	-	28	2	-	46	1,040
		合格率	78.9%	100.0%	-	-	77.8%	100.0%	-	79.3%	47.8%
装具製作 作業	1級	申請	(8)	30	1	14	-	24	-	68	2,466
		合格	(2)	17	1	5	-	14	-	36	810
		合格率	-	56.7%	-	35.7%	-	58.3%	-	52.9%	32.8%
	2級	申請	(23)	28	-	46	-	30	-	104	3,984
		合格	(17)	15	-	30	-	23	-	68	1,591
		合格率	-	53.6%	-	65.2%	-	76.7%	-	65.4%	39.9%

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	直近6年合計	6カ年平均
判断基準となる 申請者数	46	59	42	60	47	56	-	268	45

令和 7 年度技能検定職種の統廃合等に関するスケジュール

令和 8 年

1 月 16 日 第 35 回（※令和 7 年度第 1 回）検討会開催（関係団体ヒアリング）

2 月中 パブリックコメント実施

3 月 10 日 第 36 回（※令和 7 年度第 2 回）検討会開催

令和 7 年度中 報告書作成・公表

技能検定職種の統廃合等に関する意見募集について（パブリックコメント）

令和8年月日
厚生労働省
人材開発統括官付
能力評価担当参事官室

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に基づき実施される技能検定は、現在133職種を対象に実施されています（別添1参照）。

技能検定については、平成20年度に「技能検定職種の統廃合等の見直しに関する専門調査員会」を開催し、平成21年1月に、①検定職種の統廃合等に係る検討体制、②統廃合等の作業計画、③統廃合等の判断基準等を内容とする報告書が取りまとめられました（別添2参照）。

厚生労働省では、本報告書に基づき技能検定職種の統廃合等の推進を図るため、学識経験者その他の有識者からなる「技能検定職種の統廃合等に関する検討会」を開催し、必要な検討を行っています（別添3参照）。

この検討の一環として、統廃合等の対象職種に係る社会的便益を検討するに際して、パブリックコメントを行うこととなっていることから、令和7年度の検討対象職種となっている「畳製作」職種及び「義肢・装具製作」職種（別添4参照）に係る統廃合等について、下記のとおり、御意見を求めます。

記

1 御意見募集期間

令和8年月日（　）から同年月日（　）まで

（郵送の場合は、募集期間内に必着とします。）

2 御意見提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により、提出してください（洋式は自由です。）。その際、件名に「技能検定職種の統廃合等に関する意見」と明記して提出してください。なお、電話での受付はできませんので御了承ください。

（1）郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省 人材開発統括官付 能力評価担当参事官室 宛て

（2）電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集案件」画面の意見入力へのボタンをクリック

し、「パブリックコメント：意見入力フォーム」により提出を行ってください。

(3) 電子メールを使用する場合

電子メールアドレス : ginoukentei※mhlw.go.jp

厚生労働省人材開発統括官付能力評価担当参事官室検定班宛て

※意見の提出を装ってウイルスメールが送信される事案を防ぐため、(2)の電子政府の総合窓口（e-Gov）を極力ご利用くださいよう、御協力の程よろしくお願ひいたします。

※スパムメール防止のため、@を※としております。送信の際には恐れ入りますが、@（半角）に変換し、お送りください。

※ウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本文に直接御意見を御記入ください。

※判別のため、件名は「技能検定職種の統廃合等に関する意見」と明記して御提出ください。

3 御意見提出に当たっての注意事項

提出していただく御意見は日本語に限ります。また、個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を記入してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します）。お寄せいただいた御意見について、個別の回答はいたしかねます。また、氏名、住所及び連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。

技能検定制度について

1 概要

技能検定制度は、労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する国家検定制度であり、労働者の技能と地位の向上を図ることを目的に、職業能力開発促進法に基づき行われているものである。

本制度は、昭和34年度から実施され、令和6年度には全国で約72万人の受検申請があり、約33万人が合格している。技能検定制度開始からの累計では、のべ約900万人以上が技能士となっている。

2 実施内容

技能検定は、厚生労働大臣が、厚生労働省令で定める職種ごとに等級に区分して、実技試験及び学科試験により行っている。

職種は、令和7年4月1日現在133職種である。これらについては、時代のニーズに合ったものとなるよう、職種・作業の新設・統廃合、試験基準の見直し等を毎年行っている。

等級区分は、職種により、①等級に区分するもの（特級、1級、2級、3級及び基礎級）と、②等級に区分しないもの（単一等級）とがある。

3 実施体制

厚生労働大臣が定める実施計画に基づき、都道府県知事が技能検定を実施している。ただし、技能検定の実施に当たって必要な業務のうち、試験問題の作成は中央職業能力開発協会が、技能検定受検申請書の受付、試験の実施等は都道府県職業能力開発協会が行っている。

また、ファイナンシャル・プランニング等22職種については、当該職種に関連する民間機関が指定試験機関として指定を受け、技能検定の試験業務を行っている。

4 技能検定の合格者

技能検定に合格した者は、技能士と称することができ、特級、1級及び単一等級の技能検定の合格者に対しては厚生労働大臣名の、その他の等級の技能検定の合格者に対しては都道府県知事名又は指定試験機関の長名の合格証書が交付される。

技能検定職種一覧表 (133 職種) 令和 7 年 4 月 1 日現在

技能検定職種	
建設関係 (33)	造園、さく井、建築板金、冷凍空気調和機器施工、石材施工、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、タイル張り、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、シャッター施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、塗装、路面標示施工、広告美術仕上げ
金属加工関係 (19)	金属溶解、鋳造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、金属ばね製造、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、金属材料試験
一般機械器具関係 (12)	機械検査、機械保全、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図
電気・精密機械器具関係 (9)	電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、シーケンス制御、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、電気製図
食料品関係 (7)	パン製造、菓子製造、製麵、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造
衣服・繊維製品関係 (8)	染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、和裁、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製
木材・木製品・紙加工品関係 (6)	機械木工、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、畳製作、表装
プラスチック製品関係 (2)	プラスチック成形、強化プラスチック成形
貴金属・装身具関係 (2)	時計修理、貴金属装身具製作
印刷製本関係 (3)	プリプレス、印刷、製本
その他 (32)	<u>ウェブデザイン</u> 、 <u>キャリアコンサルティング</u> 、 <u>ピアノ調律</u> 、 <u>ファイナンシャル・プランニング</u> 、 <u>眼鏡作製</u> 、 <u>知的財産管理</u> 、 <u>金融窓口サービス</u> 、 <u>ブライダルコーディネート</u> 、 <u>接客販売</u> 、 <u>着付け</u> 、 <u>ホテル・マネジメント</u> 、 <u>レストランサービス</u> 、 <u>フィットネスクラブ・マネジメント</u> 、 <u>ビル設備管理</u> 、 <u>林業</u> 、 <u>園芸装飾</u> 、 <u>ロープ加工</u> 、 <u>情報配線施工</u> 、 <u>化学分析</u> 、 <u>印章彫刻</u> 、 <u>ガラス用フィルム施工</u> 、 <u>塗料調色</u> 、 <u>義肢・装具製作</u> 、 <u>舞台機構調整</u> 、 <u>工業包装</u> 、 <u>写真</u> 、 <u>調理</u> 、 <u>ビルクリーニング</u> 、 <u>ハウスクリーニング</u> 、 <u>産業洗浄</u> 、 <u>商品装飾展示</u> 、 <u>フラワー装飾</u>

- 下線の 22 職種は、指定試験機関(民間機関)で実施することとなっている。

1 検討体制

技能検定制度に精通した有識者を構成員とする検討会において毎検討することが適當

2 作業計画

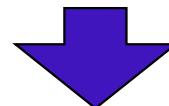
前までの受検者数実績を基準に統廃合等の検討対象職種を選定し(第1次判断)、当該職種の社会的便益を検討・勘案し(第2次判断)、統廃合の可否について検討することが適當

3 統廃合等の判断基準

●検討対象職種の選定(第1次判断)

過去6年間の年間平均受検者数が100人以下。ただし、以下の場合は検討対象から除外。

- ① 直近2年間の受検者数がいずれも100人超
- ② 隔年又は3年ごとに実施するものは、それぞれ50人以上又は30人以上の場合



100人以下の場合

●社会的便益の評価(第2次判断)

- ①業界、②受検者、③雇用主、④消費者のそれぞれにとっての社会的便益を勘案し、職種存続の適否を判断

➡検討会において第2次判断を行う

4 検討過程の客觀性・透明性の確保

第1次判断には、毎過去6年間の受検者数を公表することが適當

【※】職種廃止のプロセスは、通常、「毎年実施」⇒「隔年実施」⇒「3年ごとの実施」⇒「廃止」と、段階を踏むこととされている。

技能検定職種の統廃合等に関する検討会開催要綱

1 趣旨

技能検定については、平成20年度に「技能検定職種の統廃合等の見直しに関する専門調査員会」を開催し、平成21年1月に、①検定職種の統廃合等に係る検討体制、②統廃合等の作業計画、③統廃合等の判断基準、等を内容とする報告書がとりまとめられたところである。

厚生労働省としては、本報告書に基づき技能検定職種の統廃合等の推進を図るため、学識経験者その他の有識者からなる「技能検定職種の統廃合等に関する検討会」を開催し、必要な検討を行うこととする。

2 検討事項

- (1) 統廃合等を判断する際の社会的便益の評価について
- (2) 職種の統廃合等について
- (3) その他

3 検討会の構成

- (1) 検討会は、職業能力開発専門調査員規程（平成13年1月6日厚生労働省訓第18号（平成29年9月1日改正））に基づき、厚生労働省人材開発統括官が委嘱する専門調査員（別紙参照）により構成されるものとする。
- (2) 検討会の座長は参考者の互選により選出するものとする。
- (3) 検討会は、必要に応じて参考者以外の者の意見を聞くことができる。

4 検討会の運営

- (1) 検討会は、厚生労働省人材開発統括官が、隨時、構成員の参考を求めて開催する。
- (2) 検討会の庶務は、厚生労働省参事官（能力評価担当）において行う。

5 会議及び議事録の公開

会議、議事録及び資料を公開とする。

ただし、特段の事情がある場合には、座長の判断により、会議、議事録及び資料を非公開とすることとする。

(別紙)

技能検定職種の統廃合等に関する検討会参集者名簿

令和8年1月16日

金子 勝一 山梨学院大学 教授

川瀬 治 株式会社日刊工業新聞社 編集委員

黒澤 昌子(座長) 政策研究大学院大学 副学長

古賀 俊彦 職業能力開発総合大学校 教授

高山 昌茂 協和監査法人 代表社員公認会計士

武雄 靖 ものつくり大学 教授

塚崎 英世 職業能力開発総合大学校 教授

筒井 美紀 法政大学 教授

五十音順・敬称略

令和6年度「技能検定」実施状況

資料 5

1. 等級別の実施状況（令和6年度）

等級 (技能検定の合格に必要な技能及び知識)	受検申請者数 (令和5年度比)	合格者数 (令和5年度比)	合格率 (令和5年度)
特級 (管理者又は監督者に必要な技能及び知識)	4,341人 (+0.3%)	1,663人 (+21.1%)	38.3% (31.7%)
1級 (上級の技能労働者に必要な技能及び知識)	79,346人 (-2.7%)	26,188人 (-0.7%)	33.0% (32.3%)
2級 (中級の技能労働者に必要な技能及び知識)	272,141人 (-10.2%)	84,483人 (-4.0%)	31.0% (29.0%)
3級 (初級の技能労働者に必要な技能及び知識)	200,570人 (-28.9%)	118,543人 (-23.2%)	59.1% (54.7%)
単一等級 (等級に区分していない職種で、1級相当の技能及び知識)	2,313人 (-21.4%)	1,221人 (-26.6%)	52.8% (56.5%)
随時2級 (技能実習生を対象とし、中級の技能労働者に必要な技能及び知識)	19,544人 (-14.9%)	358人 (-12.7%)	1.8% (1.8%)
随時3級 (技能実習生を対象とし、初級の技能労働者に必要な技能及び知識)	51,829人 (+114.0%)	13,047人 (+93.7%)	25.2% (27.8%)
基礎級 (技能実習生を対象とし、基本的な業務を遂行するために必要な技能及び知識)	90,046人 (+1.7%)	80,057人 (+3.6%)	88.9% (87.3%)
合計	720,130人 (-11.1%)	325,560人 (-8.8%)	45.2% (44.0%)

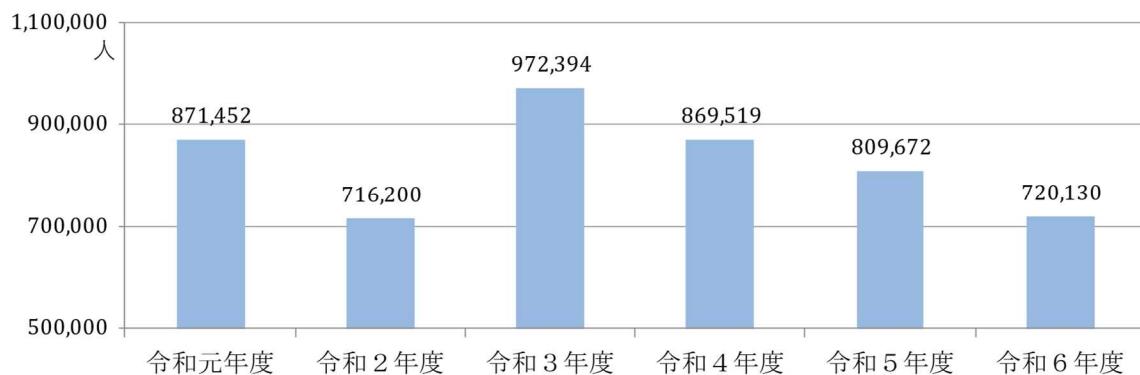
- 技能検定は学科試験と実技試験を行い、受検申請者数は、当該年度に同時に両試験に申請した者は1名として計上している。例外として、学科試験の合格が実技試験の受検要件となっているため、両試験を同時に申請できない一部の職種（ファイナンシャル・プランニング1級等）は、学科試験と実技試験の受検申請者数の合計を計上している（以下同じ）。
- 随時2級は令和元年度から実施。
- 技能実習制度で受検を必須とする技能検定の実技試験の実施状況（随時2級と随時3級）は下表のとおり。

随時2級と随時3級の実技試験の実施状況

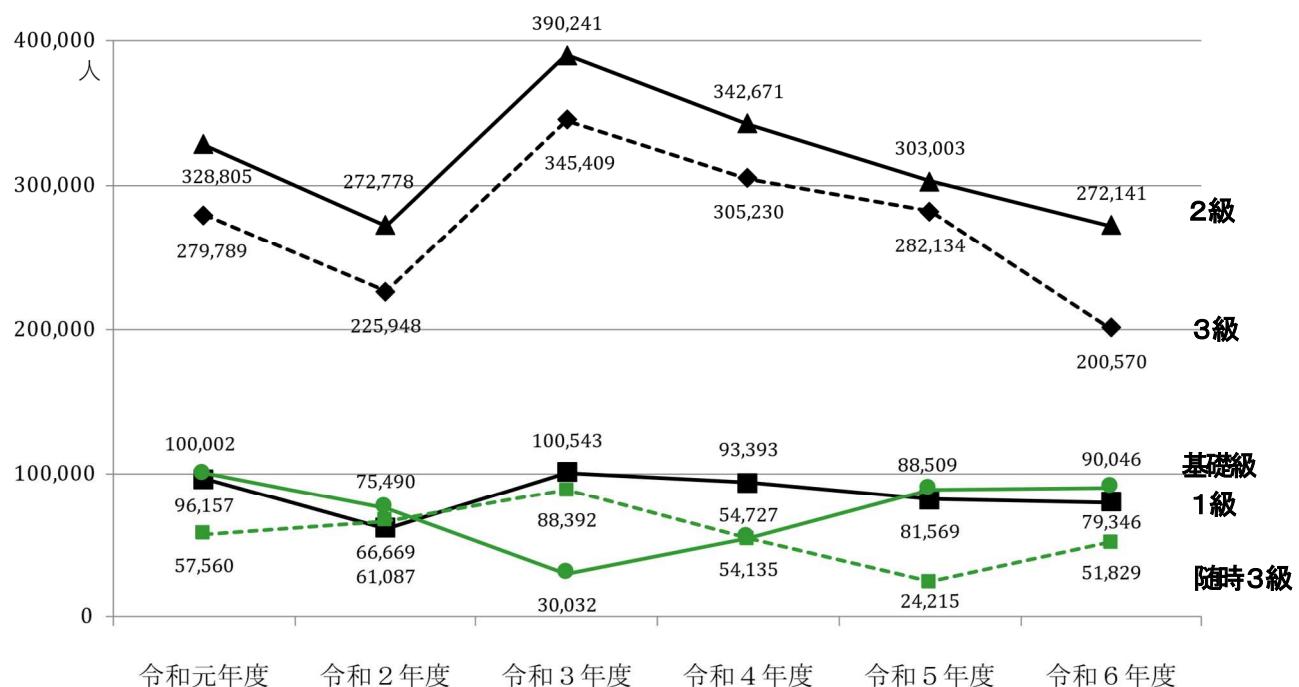
等級	実技申請者数 (令和5年度比)	実技合格者数 (令和5年度比)	実技合格率 (令和5年度)
随時2級	19,226人 (-15.2%)	10,576人 (-8.9%)	55.0% (51.2%)
随時3級	50,698人 (+115.8%)	44,000人 (+115.3%)	88.8% (87.0%)

2. 受検申請者数の推移（過去6年間）

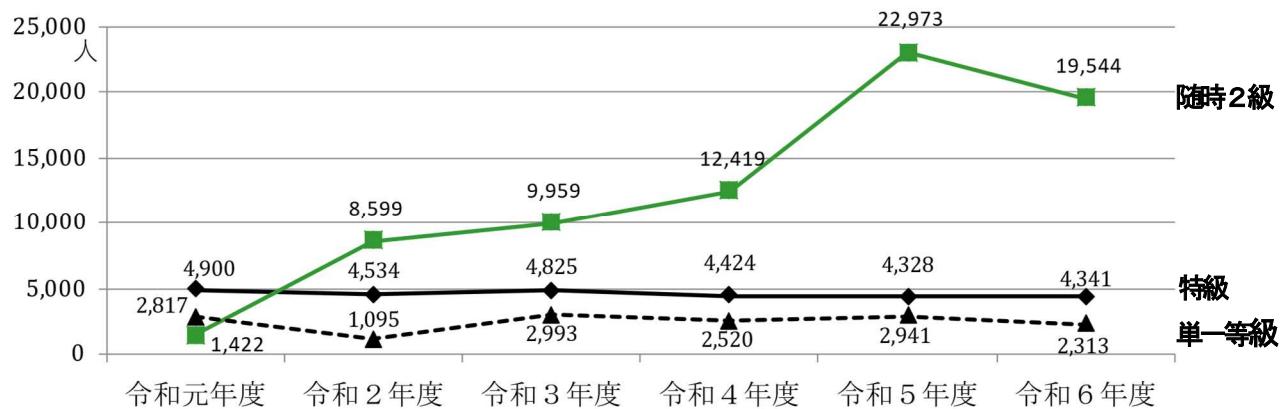
(1) 全等級の合計



(2) 1級、2級、3級、随時3級と基礎級



(3) 特級、単一等級と随時2級



- (2)、(3)における級の分け方は、受検申請者数のスケールの違いに基づいたもの。
- 技能実習生向けの随時2級、随時3級、基礎級は緑の実線および破線で示している。

3. 等級別受検申請者数の多い職種（各上位5職種）

全等級合計

職種名	受検申請者数(人)	令和5年度比	合格者数(人)	令和5年度比
ファイナンシャル・プランニング	357,315	-24.3%	132,423	-22.0%
機械保全	32,296	-0.4%	14,093	-7.0%
とび	23,387	+23.5%	14,004	+25.7%
知的財産管理	19,266	+9.8%	8,471	-1.5%
機械加工	18,775	+1.8%	10,420	-5.0%

特級

職種名	受検申請者数(人)	令和5年度比	合格者数(人)	令和5年度比
機械加工	940	-1.5%	395	+12.9%
機械保全	699	-0.7%	151	+7.1%
建設機械整備	340	+6.6%	128	+109.8%
仕上げ	324	+0.9%	145	+66.7%
プラスチック成形	314	+6.8%	115	+16.2%

1級

職種名	受検申請者数(人)	令和5年度比	合格者数(人)	令和5年度比
ファイナンシャル・プランニング	23,643	-6.1%	2,637	+11.6%
機械保全	9,238	-3.2%	2,922	-14.3%
塗装	4,339	-2.1%	1,791	+5.4%
とび	2,925	+2.1%	1,446	+21.5%
防水施工	2,852	+5.6%	1,527	+8.4%

2級

職種名	受検申請者数(人)	令和5年度比	合格者数(人)	令和5年度比
ファイナンシャル・プランニング	193,063	-13.7%	50,249	-5.3%
機械保全	13,794	-4.0%	5,155	-13.0%
知的財産管理	7,989	+12.1%	2,518	-4.6%
機械加工	4,557	-3.1%	2,313	-4.5%
キャリアコンサルティング	4,431	+14.9%	600	+8.9%

3級

職種名	受検申請者数(人)	令和5年度比	合格者数(人)	令和5年度比
ファイナンシャル・プランニング	140,609	-37.0%	79,537	-30.5%
知的財産管理	10,403	+7.8%	5,825	-1.7%
機械検査	7,292	+3.2%	5,156	+12.7%
機械保全	7,129	+8.1%	5,208	+3.1%
プライダルコーディネート	3,921	+0.5%	2,629	-14.8%

単一等級

職種名	受検申請者数(人)	令和5年度比	合格者数(人)	令和5年度比
路面標示施工	580	-12.1%	296	-20.2%
産業洗浄	535	-1.8%	319	-1.2%
調理	506	-20.7%	223	-33.4%
バルコニー施工	235	+59.9%	186	+60.3%
電子回路接続	170	-8.6%	67	-27.2%

随時2級

職種名	受検申請者数(人)	令和5年度比	合格者数(人)	令和5年度比
婦人子供服製造	3,366	+26.6%	55	+7.8%
とび	2,415	-1.1%	42	-2.3%
プラスチック成形	1,490	-21.4%	32	-8.6%
鉄筋施工	1,112	-28.2%	24	-40.0%
塗装	1,099	-25.5%	11	+10.0%

随時3級

職種名	受検申請者数(人)	令和5年度比	合格者数(人)	令和5年度比
とび	5,126	+117.5%	1,422	+119.4%
プラスチック成形	4,547	+108.1%	1,282	+82.9%
工業包装	3,407	+121.7%	727	+90.8%
塗装	2,957	+107.8%	694	+69.7%
機械加工	2,875	+154.2%	603	+152.3%

基礎級

職種名	受検申請者数(人)	令和5年度比	合格者数(人)	令和5年度比
とび	12,484	+15.1%	10,873	+20.3%
プラスチック成形	6,695	-5.9%	6,067	-3.3%
工業包装	5,954	+4.5%	5,436	+6.6%
婦人子供服製造	5,248	-8.9%	4,566	-7.6%
型枠施工	5,245	+13.7%	4,567	+15.1%

4. 職種別受検申請者数の推移（過去6年間）及び令和6年度の合格者数

職種	受検申請者数						平均受検申請者数 (過去6年間)	合格者数 (令和6年度)
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
1 ウェブデザイン ※	3,440	2,987	4,350	4,078	4,308	4,291	3,909	2,456
2 キャリアコンサルティング ※	5,126	2,780	4,728	4,594	4,905	5,502	4,606	679
3 ピアノ調律 ※	502	–	458	417	387	411	435	164
4 ファイナンシャル・プランニング ※	474,596	435,424	619,650	539,871	472,050	357,315	483,151	132,423
5 眼鏡作製 ※				7,466	3,363	3,310	4,713	1,020
6 知的財産管理 ※	17,422	11,950	16,113	16,847	17,549	19,266	16,525	8,471
7 金融窓口サービス ※	9,187	4,552	6,823	3,165	2,407	2,222	4,726	699
8 ブライダルコーディネート ※	4,220	4,144	4,525	4,291	4,196	4,161	4,256	2,702
9 接客販売 ※	1,512	768	787	709	745	561	847	253
10 着付け ※	1,284	–	1,054	1,214	1,492	1,422	1,293	810
11 ホテル・マネジメント ※	350	374	523	391	387	478	417	128
12 レストランサービス ※	4,479	4,380	4,701	3,766	3,267	3,554	4,025	1,949
13 フィットネスクラブ・マネジメント ※	2,172	2,966	2,843	2,504	1,824	1,561	2,312	683
14 ビル設備管理 ※	88	67	60	66	67	57	68	30
15 園芸装飾	1,143	–	1,017	859	816	746	916	610
16 造園	4,191	1,922	4,178	3,795	3,634	3,482	3,534	2,007
17 さく井	748	732	680	751	702	787	733	498
18 金属溶解	–	52	70	1	12	41	35	28
19 鋳造	3,871	2,767	2,915	2,613	2,791	2,999	2,993	1,631
20 鍛造	467	471	304	261	311	283	350	197
21 金属熱処理	5,111	768	5,249	4,402	4,257	4,114	3,984	2,351
22 粉末冶金	89	18	44	28	38	28	41	25
23 機械加工	26,576	15,079	22,080	19,050	18,439	18,775	20,000	10,420
24 非接触除去加工	521	33	450	382	544	509	407	265
25 金型製作	85	41	73	10	100	10	53	5
26 金属プレス加工	8,826	6,799	6,333	5,910	6,005	6,835	6,785	3,552
27 鉄工	4,313	2,778	3,977	3,873	4,069	4,771	3,964	2,521
28 建築板金	2,426	1,710	2,637	2,590	2,606	2,902	2,479	1,503
29 工場板金	4,371	3,223	3,733	3,501	3,708	4,110	3,774	2,428
30 めっき	3,152	1,819	2,751	2,772	2,717	3,232	2,741	1,759
31 アルミニウム陽極酸化処理	256	342	215	289	259	335	283	200
32 溶射	81	–	132	55	140	57	93	37
33 金属ばね製造	548	279	388	447	476	441	430	205
34 ロープ加工	107	77	91	81	83	112	92	67
35 仕上げ	6,697	2,621	5,796	4,904	4,654	4,633	4,884	2,255
36 切削工具研削	138	–	166	116	109	129	132	76
37 機械検査	19,465	15,216	16,924	14,288	15,033	15,609	16,089	8,926
38 ダイカスト	1,910	1,098	1,671	1,516	1,570	1,606	1,562	957
39 機械保全 ※	38,688	25,744	34,347	32,673	32,427	32,296	32,696	14,099
40 電子回路接続	211	160	157	170	186	170	176	67
41 電子機器組立て	14,888	9,486	12,226	9,553	9,757	9,973	10,981	5,317
42 電気機器組立て	8,167	2,838	7,204	6,097	2,972	2,885	5,027	1,569
43 シーケンス制御					3,859	3,364	3,612	1,816
44 半導体製品製造	1,338	835	1,068	1,333	1,384	1,320	1,213	670
45 プリント配線板製造	1,174	921	989	811	1,032	1,038	994	520
46 自動販売機調整	353	225	208	203	158	162	218	56
47 産業車両整備	293	–	325	294	285	301	300	221
48 鉄道車両製造・整備	1,473	621	1,436	1,316	1,095	1,002	1,157	574
49 時計修理	1,277	524	824	826	765	814	838	452
50 光学機器製造	407	212	354	403	404	319	350	165
51 内燃機関組立て	887	671	654	608	683	648	692	337
52 空気圧装置組立て	2,792	2,068	2,365	2,334	2,419	2,527	2,418	1,646
53 油圧装置調整	1,469	1,142	1,152	1,146	1,132	1,122	1,194	562
54 縫製機械整備	–	95	–	104	–	129	109	79
55 建設機械整備	3,607	294	4,165	3,809	3,790	3,858	3,254	2,022
56 農業機械整備	1,477	1,290	1,418	1,264	1,345	1,219	1,336	778
57 冷凍空気調和機器施工	2,396	2,555	2,516	2,126	2,116	2,367	2,346	1,362
58 染色	502	391	330	315	300	465	384	283
59 ニット製品製造	333	232	210	161	247	222	234	142
60 婦人子供服製造	14,655	11,289	9,481	7,551	10,540	11,688	10,867	5,387
61 紳士服製造	945	880	648	558	663	878	762	458
62 和裁	245	230	220	206	191	188	213	114
63 寝具製作	277	278	201	177	230	281	241	177
64 帆布製品製造	690	562	512	456	619	609	575	370
65 布 く縫製	363	232	181	154	135	166	205	74
66 機械木工	81	–	–	140	–	–	111	–
67 家具製作	2,260	1,642	2,091	1,852	1,941	2,206	1,999	1,227
68 建具製作	500	292	375	393	303	375	373	190
69 紙器・段ボール箱製造	1,282	1,376	1,168	1,109	1,314	1,490	1,290	1,006
70 プリプレス	147	122	112	112	85	79	110	37

職種	受検申請者数						平均受検申請者数 (過去6年間)	合格者数 (令和6年度)
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
71 印刷	1,445	906	1,146	1,000	1,034	1,062	1,099	549
72 製本	1,337	1,404	1,124	1,094	1,099	1,220	1,213	700
73 プラスチック成形	19,372	13,682	15,589	15,239	16,169	18,072	16,354	9,216
74 強化プラスチック成形	606	399	512	476	573	634	533	346
75 石材施工	520	419	482	389	413	408	439	222
76 パン製造	4,223	4,353	3,611	3,680	3,771	4,819	4,076	3,449
77 果子製造	370	321	313	302	277	273	309	137
78 製麵	108	20	243	—	173	—	136	—
79 ハム・ソーセージ・ベーコン製造	2,488	2,103	1,900	1,637	1,781	1,904	1,969	1,249
80 水産練り製品製造	1,549	1,060	1,064	688	944	889	1,032	528
81 みそ製造	—	101	—	239	—	157	166	90
82 酒造	150	—	154	131	126	117	136	69
83 情報配線施工 ※	555	444	502	396	363	339	433	161
84 建築大工	8,870	7,997	7,734	6,717	6,726	7,019	7,511	4,082
85 枠組壁建築	53	—	68	—	44	—	55	—
86 かわらぶき	654	642	475	530	401	470	529	271
87 とび	18,232	16,408	18,146	17,685	18,942	23,387	18,800	14,004
88 左官	3,049	2,296	3,067	2,717	3,040	3,550	2,953	2,327
89 築炉	460	114	497	456	460	532	420	364
90 ブロック建築	309	77	161	149	208	149	176	86
91 エーエルシーバネル施工	—	106	—	—	165	—	136	—
92 タイル張り	828	590	789	731	780	882	767	464
93 置製作	113	6	111	82	56	39	68	28
94 配管	5,330	5,772	5,584	5,205	5,394	5,779	5,511	3,165
95 廉房設備施工	244	176	189	181	177	139	184	83
96 型枠施工	8,327	8,377	7,131	7,040	7,705	9,799	8,063	5,886
97 鉄筋施工	9,219	8,738	7,616	6,981	8,008	8,739	8,217	4,793
98 コンクリート圧送施工	950	1,020	905	906	852	996	938	633
99 防水施工	5,769	2,760	5,528	5,174	5,152	5,736	5,020	3,235
100 樹脂接着剤注入施工	449	485	509	503	445	486	480	222
101 内装仕上げ施工	5,087	3,109	4,906	4,449	4,624	5,295	4,578	3,295
102 熱絶縁施工	1,179	682	1,473	1,351	1,438	1,660	1,297	865
103 カーテンウォール施工	133	126	139	102	88	114	117	47
104 サッシ施工	681	251	754	719	670	779	642	367
105 自動ドア施工	271	303	268	247	259	253	267	184
106 バルコニー施工	87	67	91	182	147	235	135	186
107 ガラス施工	354	302	305	303	272	312	308	153
108 ウエルポイント施工	31	29	82	35	18	97	49	51
109 テクニカルイラストレーション	479	485	436	354	347	343	407	164
110 機械・プラント製図	5,819	5,276	4,700	4,612	4,427	4,686	4,920	1,809
111 電気製図	514	495	482	468	445	451	476	244
112 化学分析	563	370	785	691	593	550	592	357
113 金属材料試験	777	483	518	554	577	494	567	239
114 貴金属装身具製作	350	212	362	341	296	307	311	135
115 印章彫刻	50	—	141	—	—	102	98	67
116 ガラス用フィルム施工 ※	136	93	139	153	228	123	145	79
117 表装	1,175	421	1,080	1,024	1,019	1,130	975	635
118 塗装	15,457	9,222	14,517	13,537	14,378	15,444	13,759	8,120
119 路面標示施工	551	—	785	650	660	580	645	296
120 塗料調色	76	—	78	79	85	97	83	43
121 広告美術仕上げ	248	276	220	151	159	92	191	61
122 義肢・装具製作	59	42	60	47	56	—	53	—
123 舞台機構調整	1,185	547	1,533	1,203	1,219	1,329	1,169	727
124 工業包装	7,525	7,632	7,183	7,095	8,373	10,274	8,014	6,171
125 写真	156	110	159	102	169	94	132	78
126 調理 ※	867	619	740	651	638	506	670	223
127 ビルクリーニング ※	6,237	7,493	6,744	7,216	7,864	9,509	7,511	5,794
128 ハウスクリーニング ※	198	123	146	178	158	133	156	50
129 産業洗浄	585	—	553	555	545	535	555	319
130 商品装飾展示	332	118	451	255	358	269	297	195
131 フラワー装飾	2,064	1,094	1,922	1,760	1,887	1,923	1,775	1,480
(廃) 陶磁器製造(令和3年度廃止)	—	—	66	—	—	—	66	—
合計	871,452	716,200	972,394	869,519	809,672	720,130	826,561	325,560
都道府県方式	300,393	211,292	263,161	238,873	251,047	273,113	256,313	152,687
指定試験機関方式	571,059	504,908	709,233	630,646	558,625	447,017	570,248	172,873
昭和34年度からの受検申請者数の累計	17,746,756	18,462,956	19,435,350	20,304,869	21,114,541	21,834,671		
昭和34年度からの合格者数の累計	7,337,789	7,637,348	8,005,384	8,365,025	8,721,187	9,046,747		

- 職種名に「※」が付されているものは、指定試験機関が技能検定試験を行う職種である。
- 職種の順番は、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11の3の3の記載順で、番号は便宜的に記載したもの。
- 欄中に斜線が入っている箇所は、その試験の設定がない（職種の追加前）ことを表す。
- 欄中に「—」が記載されている箇所は、試験の休止を示す。
- 林業職種及びシャッター施工職種については、令和6年度まで技能検定の実績がないことから、上表には記載していない。